

よくある質問

市県民税(普通徴収) 軽自動車税 (賦課に関するお問い合わせ先:北部・南部市税事務所 個人課税課)

Q 年の途中でさいたま市から引越しているが、市県民税(普通徴収)は納付する必要がありますか？

A 市県民税(普通徴収)は毎年1月1日(賦課期日)現在において、市内に住所がある方で、前年に一定額以上の所得があった場合に課税されます。

例えば、令和2年1月1日にさいたま市在住の方が、令和2年3月に市外へ転出した場合でも、令和元年中の所得にかかる市県民税(普通徴収)はさいたま市へ納めていただくことになります。納めていただく額は、転出するまでの月割ではなく、1年分となります。

Q 原付バイクが盗難に遭いました。どうすればいいのですか？

A すぐに警察に盗難届を出したうえで、お近くの各市税事務所個人課税課か各区役所(市税の窓口)で廃車手続きをしてください。届け出た警察署、年月日、受理番号等を控えて、印鑑を持ってお越しください。

なお、各市税事務所個人課税課・各区役所(市税の窓口)で手続きができるのは、排気量125ccまでのバイクになります。

Q 軽自動車を紛失・売却・譲渡しているが、どのようになるのですか？

A 軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在において、市内に主たる定置場がある軽自動車の所有者が納税義務者となります。4月1日以前に紛失・売却・譲渡しているにもかかわらず、納税通知書が送付された場合は、手続きが必要となるため、個人課税課へお問い合わせください。

市県民税(特別徴収) 法人市民税 (賦課に関するお問い合わせ先:北部市税事務所 法人課税課)

Q 市県民税(特別徴収)を納入済ですが、催告書が届きました。なぜですか？

A 納入額が不足していることが考えられます。納入額が不足する理由は主に次の2つが考えられます。

① 退職・休職等に係る「給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」と表記)が提出されていないこと。

⇒「異動届出書」が提出済かご確認ください。提出していない場合は、「異動届出書」を北部市税事務所法人課税課特別徴収係に提出してください。

② 特別徴収税額の変更前の金額で納入していること。

⇒ 従業員の税額に変更があった場合は「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」を送付しております。同通知書により、変更後の特別徴収額をご確認ください。

Q 催告書が届きましたが、法人税は税務署に納めたはずなので確認してください。

A 国に納める法人税のほかに、さいたま市内に事務所等がある法人に課せられる「法人市民税」があります。

すでに申告をいただいているか「法人市民税の決定通知書」により御社に通知してありますのでご納付をお願いします。

固定資産税・都市計画税 (賦課に関するお問い合わせ先:北部・南部市税事務所 資産課税課)

Q 年の途中で土地や家屋を売った場合の固定資産税・都市計画税はどのようになるのですか？

A 固定資産税・都市計画税は地方税法の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在において、市内に固定資産を所有している方が、納税義務者となります。

例えば、令和2年1月15日に不動産を売却し、登記簿に登記した場合、令和2年1月1日現在の登記簿には、売主の名義で登記されていますので、売主が納税義務者となり、新たな所有者には翌年度から課税されます。

国民健康保険税 (賦課に関するお問い合わせ先:各区役所保険年金課 国保係)

Q 自分は国保加入者ではないのに、国保税がかかるのはなぜですか？

A 納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者の場合だけでなく、職場の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者であっても、世帯内に1人でも国保加入者がいれば、世帯主が国保税の納税義務者となります。これを擬制世帯主といいます。納税通知書は世帯主宛に送付されます。

Q 自分の所得に対して、国保税が高いのはなぜですか？(所得がある世帯員がいる場合)

A 国保加入者全員の所得が課税対象となります。詳しい計算方法等につきましては、各区役所保険年金課(国保係)までお問い合わせください。

Q 社会保険に加入(世帯全員)したのに納税通知書が届きました。なぜですか？

A 国民健康保険の脱退手続きが必要となります。脱退手続きがないと国保税の清算ができず、本来納付する必要のない納税通知書、督促状、催告書などが送付されてしまう場合があります。詳しくは、各区役所保険年金課(国保係)までお問い合わせください。

お問い合わせ先につきましては、裏面をご確認ください。

お問い合わせについて

平素、市税等の納付につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

より多くのご相談に対応するため、市ホームページのお問い合わせフォーム又はFAXでの相談も受け付けておりますので、ご利用ください。

お問い合わせフォーム又はFAXでのご相談については、市税事務所納税課より電話にてご連絡いたします。

お問い合わせフォームからのご相談

次の方法で市ホームページにアクセスしてください。

[さいたま市 市税の納付](#) [検索](#)

<https://www.city.saitama.jp/001/004/003/p013060.html>

★ 納税課からは電話にて連絡しますので、電話番号は必ず入力してください。

FAXでのご相談

北部市税事務所 納税課 048-646-3121

南部市税事務所 納税課 048-829-1964

★ 住所（所在地）、氏名（名称）、生年月日（個人の方のみ）、電話番号、相談内容を必ず記入してください。

納税課からの連絡

日時：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

★ 住所（所在地）、氏名（名称）、生年月日（個人の方のみ）、電話番号、相談内容を必ず記入してください。

★ ご相談が多い場合、翌開庁日以降の連絡となる場合があります。ご了承ください。

★ 電話の際、ご本人様確認のため、納税通知書等に記載された通知書番号（指定番号、管理番号）を確認させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な方については、市税等の猶予制度があります。詳しくは、市ホームページをご参照ください。

[さいたま市 税 猶予](#) [検索](#)

<https://www.city.saitama.jp/001/004/003/p047985.html>

市税事務所の連絡先と交通アクセス

北部市税事務所

担当：西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区・法人
〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5階



■徒歩でお越しの場合
大宮駅東口、さいたま新都心駅東口から約15分

■バスでお越しの場合
【大宮駅東口】
〈2番乗り場〉東武バス「さいたま市立病院」行きで「大宮区役所」下車。
【さいたま新都心駅東口】
〈2番乗り場〉東武バス「大宮駅東口（大宮区役所経由）」行きで「大宮区役所」下車。

■車でお越しの場合
駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関等をご利用ください。
※市税事務所・区役所等をご利用の場合は60分間無料です。

■各課連絡先 ※電話・FAX番号ともに市外局番は「048」です

◆個人課税課(FAX646-3164)
〈大宮区担当〉 普通徴収第1係 ☎646-3102
〈西・見沼区担当〉 普通徴収第2係 ☎646-3103
〈北・岩槻区担当〉 普通徴収第3係 ☎646-3104

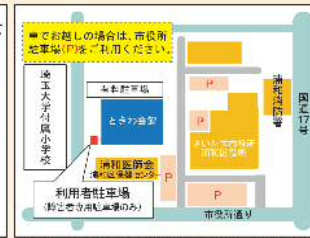
◆法人課税課(FAX646-3164)
特別徴収係 ☎646-3271
法人・滞納係 ☎646-3272

◆資産課税課(FAX646-3164)
〈西・北・大宮区担当〉 土地第1係 ☎646-3114
〈見沼・岩槻区担当〉 土地第2係 ☎646-3115
〈西・北・大宮区担当〉 家屋第1係 ☎646-3119
〈見沼・岩槻区担当〉 家屋第2係 ☎646-3120

◆納税課(FAX646-3121) ◆納税調査課(FAX646-3164)
特別滞納整理係 ☎646-3039 調査係 ☎646-3047
納税第1係 ☎646-3081 公元係 ☎646-3048
納税第2係 ☎646-3049
納税整理係 ☎646-3045
法人納税係 ☎646-3043

南部市税事務所

担当：中央区・桜区・浦和区・南区・緑区・法人を除く市外
〒330-0061 浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 1・2階



■徒歩でお越しの場合
浦和駅西口、北浦和駅西口または中浦和駅から15分～20分

■バスでお越しの場合
【浦和駅西口】
〈2番乗り場〉国際興業バス「市役所」行き、「市役所」桜区役所経由由大久保浄水場」行きで「市役所前」または「市役所北口」下車。
【北浦和駅西口】
〈1番乗り場〉国際興業バス「西浦和車庫」行きで「市役所北口」下車。
(注意)北浦和駅からは、バスが1時間1便程度となっていますので、ご注意ください。

■車でお越しの場合
さいたま市役所駐車場をご利用ください。
駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関等をご利用ください。
(ときわ会館駐車場は障害者専用駐車場1台のみをご用意しております。)

■各課連絡先 ※電話・FAX番号ともに市外局番は「048」です

◆個人課税課(FAX829-6236)
〈浦和区担当〉 普通徴収第1係 ☎829-1386
〈中央・緑区担当〉 普通徴収第2係 ☎829-1387
〈桜・南区担当〉 普通徴収第3係 ☎829-1389

◆納税課(FAX829-1964)
特別滞納整理係 ☎829-1734
納税第1係 ☎829-1732
納税第2係 ☎829-1733
納税整理係 ☎829-1735

◆資産課税課(FAX829-1916)
〈中央・桜・浦和区担当〉 土地第1係 ☎829-1570
〈南・緑担当〉 土地第2係 ☎829-1571
〈中央・桜・浦和区担当〉 家屋第1係 ☎829-1572
〈南・緑担当〉 家屋第2係 ☎829-1573
償却資産係 ☎829-1186

◆納税調査課(FAX829-1964)
調査係 ☎829-1467
公元係 ☎829-1469

国民健康保険税についてのお問い合わせ先

| | |
|--|---------------------------------------|
| 西区保険年金課 国保係 TEL 620-2673 FAX 620-2768 | 桜区保険年金課 国保係 TEL 856-6183 FAX856-6278 |
| 北区保険年金課 国保係 TEL 669-6073 FAX 669-6167 | 浦和区保険年金課 国保係 TEL 829-6162 FAX829-6234 |
| 大宮区保険年金課 国保係 TEL 646-3073 FAX 646-3168 | 南区保険年金課 国保係 TEL 844-7183 FAX844-7278 |
| 見沼区保険年金課 国保係 TEL 681-6073 FAX 681-6168 | 緑区保険年金課 国保係 TEL 712-1183 FAX712-1271 |
| 中央区保険年金課 国保係 TEL 840-6073 FAX 840-6168 | 岩槻区保険年金課 国保係 TEL 790-0174 FAX790-0268 |